

1. 件名：京都大学臨界実験装置（KUCA）の設置変更承認申請に関する
京都大学複合原子力科学研究所とのヒアリング
2. 日時：令和3年1月27日（水） 16時00分～17時40分
3. 場所
 - （1）原子力規制庁 10階南会議室
 - （2）京都大学複合原子力科学研究所※本ヒアリングは、テレビ会議にて実施
4. 出席者
 - （1）原子力規制庁 原子力規制部 研究炉等審査部門
戸ヶ崎安全規制調整官、塩川安全審査官、三好安全審査官、堀内安全審査官、荒川安全審査官
 - （2）京都大学複合原子力科学研究所
教授 他9名
5. 議事要旨
 - （1）原子力規制庁から京都大学複合原子力科学研究所（以下「京都大学」という。）
に対して、以下の内容を伝えた。
 - ・ 京都大学から相談があった、3条改正及び目の水晶体に係る告示（核原料物質
又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則等の規定に基づく線量限度等を定め
る告示）に関わる保安規定の変更申請スケジュールについては、目の水晶体に
係る告示の施行日が令和3年4月1日であることを踏まえて検討する必要がある
こと。
 - （2）京都大学から、上記（1）について、検討する旨の回答があった。
 - （3）原子力規制庁から、資料1に対し、主に以下の内容を伝えた。
 - ・ 図2-1について、表2との整合性を明確にするため、制御棒C1とC2、各々の
規格化する前の積分反応度曲線とすること。
 - ・ 表3について、スクラム後に未臨界状態となることの算出過程が不明であるた
め、各解析項目（過渡変化の各事象）における「スクラム発生時の炉心反応
度」及び「スクラム後の反応度」の考え方を整理し、説明すること。
 - ・ 今回の設置変更承認申請において、パイルオシレータに係る内容を変更する理
由が不明であるため、既設置変更承認申請におけるパイルオシレータの試料
（実験物）の落下に係る考え方、並びに、パイルオシレータと試料の取付方法
等に関する資料を用意し、説明すること。
 - （4）京都大学から、上記（3）について了解し、今後のヒアリング又は審査会合
で説明する旨の回答があった。
6. 配付資料
京都大学からの配付資料
資料1 京都大学臨界実験装置（KUCA）設置変更承認申請について